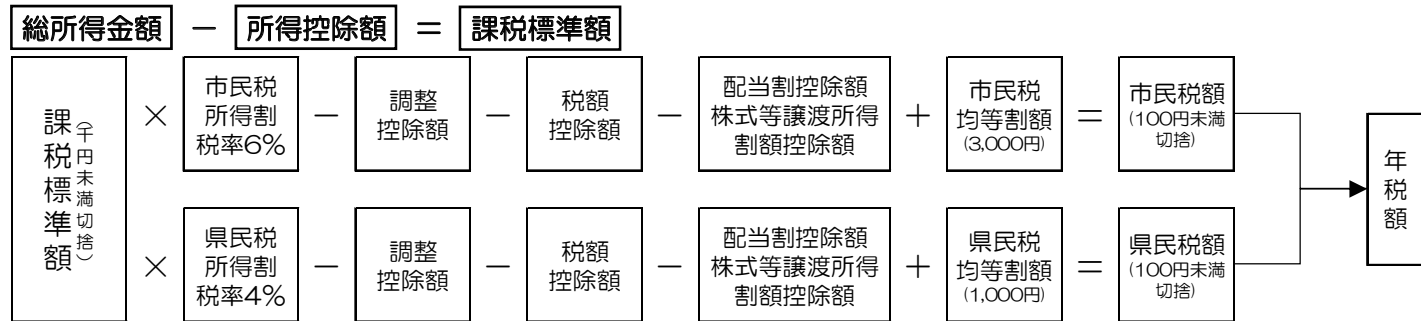


◎一般的な市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は下の計算方法により算出されます。なお、分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



※納税通知書の発送は6月中旬です。非課税の方は送付いたしません。

※市民税・県民税の均等割が課税される方は、年額 1,000 円の森林環境税（国税）が課税されます。

◎税率及び税額控除

1 【市民税県民税の税率】

均等割	市民税3,000円	県民税1,000円
所得割(総合課税分)	市民税6%	県民税4%

2 【調整控除】
納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

<合計課税所得金額が 200 万円以下の方>
次の①②のいずれか少ない額の 5% (市民税 3%、県民税 2%) に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

<合計課税所得金額が 200 万円超の方>
①の金額から②の金額を引いた金額 (5 万円を下回る場合は 5 万円) の 5% (市民税 3%、県民税 2%) に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を引いた金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者の所得	
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者の所得	900万円以下 5万円 950万円超 4万円 1千万円以下 2万円
寡婦控除	1万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	特別控除	48万円超 50万円未満 5万円 50万円超 55万円未満 3万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円 特定 18万円 同居老親等 13万円

3 【配当控除】

種類	課税所得金額	
	1千万円以下の部分	1千万円超の部分
利益の配当等	1.6%	1.2%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%

4 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

5 【住宅借入金等特別税額控除】
前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年 12 月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額 (97,500 円を限度) を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

6 【寄附金税額控除】
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する金額)が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 住所地の道府県又は市町村が条例指定した寄附金

ただし、1 のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、①と②の合計額を控除

①適用対象金額×10%
②適用対象金額×{90%- (0~45.945%)}

②の額については、個人住民税の所得割の 20%を限度
また、(0~45.945%)とは、寄附者に適用される所得税の限界税率

★領収書を添付又は提示。ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書でも代替可能

◎市民税・県民税が課税されない方

1 均等割・所得割ともにかからない(非課税の方)

(1) 生活保護法の規定により、生活扶助を受けている方
(2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方

2 均等割がかからない方

前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
280,000 円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+100,000 円+168,000 円
※168,000 円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき

3 所得割がかからない方

前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
350,000 円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+100,000 円+320,000 円
※320,000 円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき

(参考) 上記 2・3 の限度額一覧

扶養の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
均等割	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円	1,948,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円

この手引きの内容は令和 7 年 1 月 1 日現在の法令をもとに記載しています



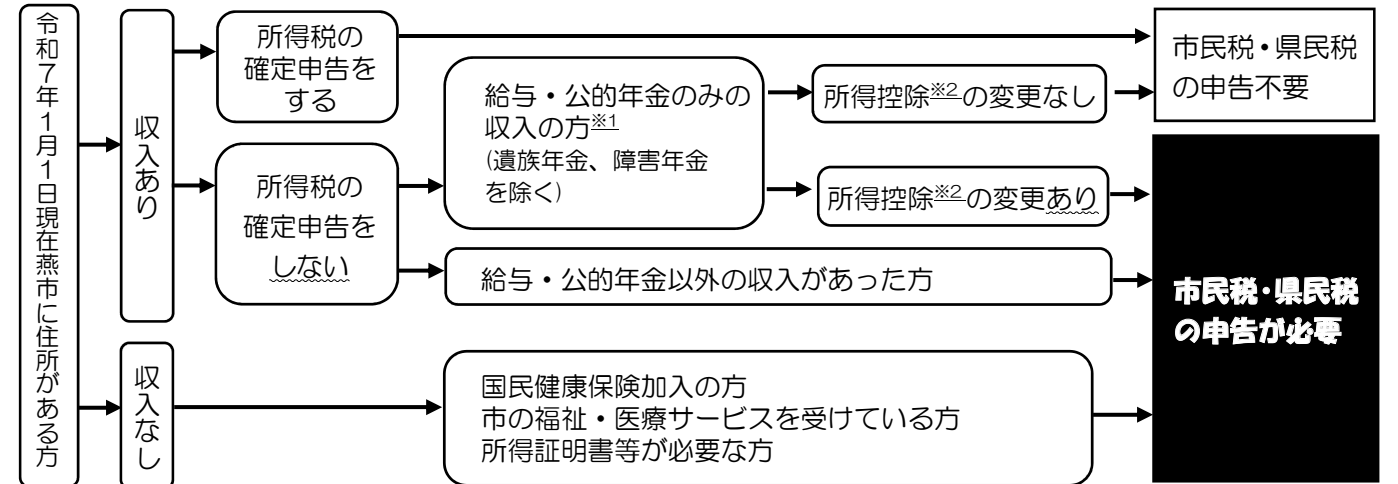
令和 7 年度分 市民税・県民税申告の手引き
(令和 6 年分の所得と控除)

【申告書の提出期限】令和 7 年 3 月 17 日

◎申告書の提出は混雑を避け、郵送または電子送信(収入がない方のみ)をお願いします

- ・申告書が届き次第、早めの提出を。
- ・自宅で書いて必要書類を同封し、ポストに投函するだけ。
- ・電子送信(収入がない方のみ)であればスマホから簡単に申告が可能。
- ・申告会場で長時間待つ必要がありません。
- ・記入済の市民税・県民税申告書は、申告相談期間(2/17~3/17)の前から市役所税務課で受け付けています。(所得税の確定申告は、申告相談期間内での受付となります。ただし、2月16日以前でも税務署では申告を受け付けています(電話での事前予約が必要です)。

◎市民税・県民税の申告が必要な方



- ※1・給与および年金の支払者が市へ報告書を提出することになっています。ただし、支払者から提出がない場合は、市より申告書をお送りすることがあります。
- ※2・所得控除は、社会保険料(国保税等)・生命保険料・地震保険料・医療費・扶養・障害者・寡婦・ひとり親控除等。

◎収入のなかった方も申告が必要です

国保などの各種保険料や保育料、児童手当などの各種制度の算定や判定に所得金額等が使用されています。申告がないと不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

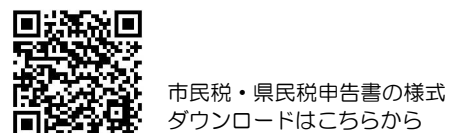
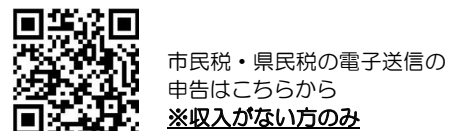
申告書の書き方は次ページへ

◎提出方法

- 市民税・県民税申告書を記入のうえ、必要な書類を添えて下記のいずれかの方法で提出してください。
- ※今年度より、申告書控え等への収受印は廃止されました。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- (1) 郵送で提出 …「燕市役所 税務課市民税 1 係 宛」に送付してください。
 - (2) 市役所窓口へ持参し提出…市役所税務課 2 階 ⑤・⑥番窓口へ提出してください。
申告期間中(2/17~3/17)の 16:00 までは申告相談会場でも受け付けます。
 - (3) 電子送信で提出 …右記の二次元コードを読みとり、画面の案内に従って申告してください。

◎必要な書類

- ・市民税・県民税申告書(申告書は燕市 HP からダウンロードできます)
- ・前年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)
- ・各種控除証明書(次ページ以降の★マーク参照)
- ・マイナンバーおよび本人確認ができる書類の写し(マイナンバーカード または マイナンバー通知カード+運転免許証など)



問い合わせ先・提出先

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
燕市役所税務課市民税 1 係 2 階⑤・⑥番窓口
TEL 0256-77-8142(直通) ※受付は開庁日 8:30~17:15

